

瀬戸内海国立公園
(山口県地域)

公園区域及び公園計画変更書
[第2次点検]

(環境省原案)

平成 年 月 日
環 境 省

目 次

第 1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	変更する公園区域	2
第 2	公園計画の変更	8
1	変更理由	8
2	規制計画の変更内容	9
(1)	保護規制計画及び関連事項	9
ア	特別地域	9
(ア)	第 2 種特別地域	11
(イ)	第 3 種特別地域	13
イ	関連事項	15
(ア)	普通地域	15
ウ	面積内訳	16
3	事業計画の変更内容	18
(1)	施設計画	18
ア	利用施設計画	18
(ア)	単独施設	18
(イ)	道路	18
a	車道	18

第1 公園区域の変更

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の一つとして指定された。

山口県地域は、昭和25年5月18日及び昭和31年5月1日の区域拡張により、それぞれ区域編入されたものであり、柱島群島、屋代島及び周辺の島嶼、熊南群島、笠戸島、周南群島等の島嶼部と、大華山、虹ヶ浜海岸、室積海岸、室積半島、千坊山・大峰山、皇座山等の本州沿岸部の陸域と周辺海域から構成される。

当該地域の特徴としては、多島海の眺望の他、点在する自然林、雄大な防予灘、ニホンアワサング群集等の海中景観といった自然風景や島嶼部の漁村・営農風景などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

その後、平成3年7月26日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成18年1月19日に公園区域及び公園計画の変更（点検）、さらに平成25年2月28日に公園計画の一部変更が行われ、現在に至っている。

平成18年の点検以降、自然環境に関する科学的知見の集積が進むとともに、生物多様性等への国民の関心・要請が高まるなど、国立公園を取りまく自然環境、社会状況は大きく変化し、平成21年には自然公園法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が加えられた。また、近年、瀬戸内海では、瀬戸内国際芸術祭等を通じて島や船からの眺望について再評価されていることも踏まえ、当該地域の適正な保護と利用を図る必要があることから、地域関係者への説明会の開催や関係自治体の同意を経て公園区域及び公園計画の変更（点検）を行うものである。

具体的には、屋代島沖において、平成20年度から平成23年度までの海域調査により大規模なニホンアワサング群集や藻場などによる優れた海中景観が確認され、平成25年に海域公園地区に指定されるとともに、ニホンアワサング等が指定動物に指定されたが、今般、海域公園地区に隣接し、多島海景観の一部を構成している陸域について、当該海域公園地区の自然環境の保全強化を図るとともに、周辺海洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保全を図るため公園区域に編入する。

黒髪島においては、同島西部は、公園指定以前から開発が行われているが、同島南部は、平成26年度の調査の結果、植生等の自然環境が同島内の既公園指定区域とほぼ同様と考えられ、また、主要な展望地となっている太華山山頂園地をはじめ、定期航路等洋上からの眺望上、多島海景観の重要な構成要素の一つとなっている。以上のことから、同島全体の適正な保護を図るため、同島南部を公園区域に編入するとともに、同島西部の一部を公園区域から削除する。

また、平成18年の点検終了後において、海域の埋立てに伴う公園区域の明確化が必要となっているため、公園区域の変更を行うものである。

2 変更する公園区域

瀬戸内海国立公園（山口県地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

（表1：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積（ha）						
1	拡張	山口県周南市大津島（黒髪島）の一部	当該地は、既指定の公園区域と同等の自然環境を有している。また周辺における主要な眺望地である太華山山頂園地をはじめ、定期航路等洋上からの眺望上、多島海景観の重要な構成要素の一つとなっていることから、当該地を瀬戸内海国立公園に編入し、適切な保護と利用を図る。	39 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>37.2</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>1.4</td> </tr> </table>	国	37.2	私	1.4		
国	37.2									
私	1.4									
2	拡張	山口県周南市開成町及び臨海町の（旧）地先海面の各一部	公園区域線（汀線）が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図るため、風景の保護の必要性から当該埋立地を瀬戸内海国立公園の陸域に編入し、適切な保護を図る。	28 <table border="1"> <tr> <td>公</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>10.2</td> </tr> </table>	公	18.1	私	10.2		
公	18.1									
私	10.2									
3	拡張	山口県大島郡周防大島町沖家室の一部	ニホンアワサンゴ群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域の自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図るために瀬戸内海国立公園に編入し、適切な保護と利用を図る。	52 <table border="1"> <tr> <td>公</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>51.8</td> </tr> </table>	公	0.2	私	51.8		
公	0.2									
私	51.8									
4	拡張	山口県大島郡周防大島町外入及び地家室の各一部	ニホンアワサンゴ群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域の自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図るために瀬戸内海国立公園に編入し、適切な保護と利用を図る。	185 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>168.9</td> </tr> </table>	国	0.6	公	15.0	私	168.9
国	0.6									
公	15.0									
私	168.9									

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
15	削除	山口県周南市大津島(黒髪島)の一部	黒髪島全体の適正な保護を図るため、眺望対象としても優れている同島南部を既公園指定区域と一体のものとして公園区域に編入するとともに、眺望が損なわれている同島西部を公園区域から削除する。	21 (国 21.3)
変更部分 面積計				283 〔 国 18 〕 公 33 私 232
変更前 公園面積				5,910 〔 国 965 〕 公 812 私 4,133
変更後 公園面積				6,214 〔 国 1,004 〕 公 845 私 4,365

注) 平成 25 年 2 月 28 日付け瀬戸内海国立公園(山口県地域)公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの(実際の公園区域は変更無し)。

(表2：公園区域(海域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
2	削除	山口県周南市開成町及び臨海町の(旧)地先海面の各一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図るため、風景の保護の必要性から当該埋立地を瀬戸内海国立公園の陸域に編入し、適切な保護を図る。	海域 28 (公 28.3)
5	削除	山口県下松市西豊井の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 7 (公 7.3)
6	削除	山口県下松市東豊井の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 1 (公 1.1)
7	削除	山口県岩国市飯田町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 5 (公 4.5)
8	削除	山口県岩国市三角町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 213 (公 213.2)
9	削除	山口県岩国市由宇町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 1 (公 0.8)
10	削除	山口県岩国市由宇町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 2 (公 1.8)
11	削除	山口県光市室積の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海域 0 (公 0.3)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
12	削除	山口県柳井市阿月の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海 域 1 (公 1.3)
13	削除	山口県柳井市伊保庄の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海 域 0 (公 0.1)
14	削除	山口県柳井市伊保庄の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海 域 3 (公 2.8)
16	削除	山口県周南市櫛ヶ浜の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海 域 1 (公 0.7)
17	削除	山口県周南市晴海町の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海 域 40 (公 40.3)
18	削除	山口県周南市戸田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海 域 0 (公 0.1)
19	削除	山口県大島郡周防大島町伊保田及び和田の(旧)地先海面の各一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海 域 1 (公 1.1)
20	削除	山口県大島郡周防大島町家房の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海 域 1 (公 0.8)
21	削除	山口県大島郡周防大島町久賀の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海 域 1 (公 0.7)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
22	削除	山口県大島郡周防大島町西安下庄の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 0 (公 0.3)
23	削除	山口県大島郡周防大島町東三蒲の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 0 (公 0.3)
24	削除	山口県大島郡周防大島町戸田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 1 (公 0.5)
25	削除	山口県大島郡周防大島町和田の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 0 (公 0.1)
26	削除	山口県熊毛郡上関町祝島の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 0 (公 0.3)
27	削除	山口県熊毛郡上関町長島の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 0 (公 0.1)
28	削除	山口県熊毛郡上関町室津の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 2 (公 2.2)
29	削除	山口県熊毛郡田布施町別府の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 0 (公 0.1)
30	削除	山口県熊毛郡平生町尾国の(旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)。	海 域 0 (公 0.2)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
31	削除	山口県熊毛郡平生町佐賀の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海域 0 (公 0.1)
32	削除	山口県熊毛郡平生町佐賀の (旧)地先海面の一部	公園区域線(汀線)が、海面の埋立てによって不明確になったことから、これの明確化を図る(埋立地に接する陸域は、公園区域外)	海域 2 (公 1.5)
			変更部分 面積計	海域 310
			変更前 公園面積	837,541
			変更後 公園面積	836,689

1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園(広島県地域)の変更を含む。

注) 平成25年2月28日付け瀬戸内海国立公園(山口県地域)公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの(実際の公園区域は変更無し)。

第2 公園計画の変更

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の一つとして指定された。

山口県地域は、昭和25年5月18日及び昭和31年5月1日の区域拡張により、それぞれ区域編入されたものであり、柱島群島、屋代島及び周辺の島嶼、熊南群島、笠戸島、周南群島等の島嶼部と、大華山、虹ヶ浜海岸、室積海岸、室積半島、千坊山・大峰山、皇座山等の本州沿岸部の陸域と周辺海域から構成される。

当該地域の特徴としては、多島海の眺望の他、点在する自然林、雄大な防予灘、ニホンアワサング群集等の海中景観といった自然風景や島嶼部の漁村・営農風景などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

その後、平成3年7月26日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成18年1月19日に公園区域及び公園計画の変更（点検）、さらに平成25年2月28日に公園計画の一部変更が行われ、現在に至っている。

平成18年の点検以降、自然環境に関する科学的知見の集積が進むとともに、生物多様性等への国民の関心・要請が高まるなど、国立公園を取りまく自然環境、社会状況は大きく変化し、平成21年には自然公園法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が加えられた。また、近年、瀬戸内海では、瀬戸内国際芸術祭等を通じて島や船からの眺望について再評価されていることも踏まえ、当該地域の適正な保護と利用を図る必要があることから、地域関係者への説明会の開催や関係自治体の同意を経て公園区域及び公園計画の変更（点検）を行うものである。

具体的には、屋代島沖において、平成20年度から平成23年度までの海域調査により大規模なニホンアワサング群集や藻場などによる優れた海中景観が確認され、平成25年に海域公園地区に指定されるとともに、ニホンアワサング等が指定動物に指定されたが、今般、海域公園地区に隣接し、多島海景観の一部を構成している陸域について、当該海域公園地区の自然環境の保全強化を図るとともに、周辺海洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保全を図るため、保護規制計画及び利用施設計画を定める。

黒髪島においては、平成26年度の調査の結果、同島南部の植生等の自然環境は同島内の既公園指定区域とほぼ同様と考えられる。また、同島南部は主要な展望地となっている太華山山頂園地をはじめ、定期航路等洋上からの眺望上、多島海景観の重要な構成要素の一つとなっている。以上のことから、景観及び自然環境保全を図るため保護規制計画を定める。

また、平成18年の点検終了後において、海域の埋立てに伴う公園区域の明確化が必要となっているため、当該埋立地の保護規制計画の変更を行うものである。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：特別地域変更表)

都道府県 名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
山口県	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計 画区岩徳森林計画区 42 林班及び 43 林 班の全部並びに 39 林班、40 林班及び 41 林班の各一部 周南市大字大津島及び大字富田の各 一部	441 [国 公 私]	周南市内 国有林芦田・佐波川広域流域森林計 画区岩徳森林計画区 42 林班及び 43 林 班の全部並びに 39 林班、40 林班及び 41 林班の各一部 周南市大字大津島及び大字富田の各 一部	423 [国 公 私]
	大島郡周防大島町大字沖家室、大字地 家室、大字外入及び大字西方の各一部	741 [国 公 私]	大島郡周防大島町大字地家室、大字外 入及び大字西方の各一部	188 [国 公 私]
			変更部分面積合計	

变更前特別地域面積	3,563
	国 583
	公 659
	私 2,321
变更后特別地域面積	4,134
	国 601
	公 691
	私 2,842

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	沖家室島	山口県大島郡周防大島町大字沖家室の一部	ニホンアワサング群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域であることから、海域と一体とした自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図ることが必要である。	52 公 0.2 私 51.8
2	拡張	特別地域の拡張	白木山	山口県大島郡周防大島町大字外入及び大字地家室の各一部	ニホンアワサング群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域であることから、海域と一体とした自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図ることが必要である。	185 国 0.6 公 15.0 私 168.9
3	拡張	普通地域からの振替	白木山	山口県大島郡周防大島町大字外入、大字地家室及び大字西方の各一部	ニホンアワサング群集を中心とした海域公園地区に隣接する陸域であることから、海域と一体とした自然環境保護強化のほか、洋上からの眺望に配慮した自然海岸景観の保護強化を図る。	316 公 16.6 私 299.1
変更部分面積計						553 国 1 公 32 私 520
変更前 第2種特別地域面積						1,802 国 146 公 182 私 1,474

変更後 第 2 種特別地域面積	2,355
	国 147
	公 214
	私 1,994

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	周南群島 黒髪島	山口県周南市内 国有林芦田・佐波 川広域流域森林計画 区岩徳森林計画区4 2林班及び43林班の 全部並びに39林班、 40林班及び41林班 の各一部	当該地は、既指定の公園区域と同等の自然海岸及び自然林が残されている。また周辺における主要な眺望地である太華山山頂園地をはじめ、定期航路等洋上からの眺望上、多島海景観の重要な構成要素の一つとなっている。	39 〔 国 37.2 私 1.4 〕
2	削除	特別地域の縮小	周南群島 黒髪島	山口県周南市内 国有林芦田・佐波 川広域流域森林計画 区岩徳森林計画区4 2林班及び43林班の 全部並びに39林班、 40林班及び41林班 の各一部	公園区域からの削除に伴うもの。	21 (国 21.3)
変更部分面積計						18 〔 国 17 私 1 〕

<p style="text-align: center;">変更前 第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">1,640</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">437</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">378</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">825</td> </tr> </table>	国	437	公	378	私	825
国	437						
公	378						
私	825						
<p style="text-align: center;">変更後 第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">1,658</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">454</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">378</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">826</td> </tr> </table>	国	454	公	378	私	826
国	454						
公	378						
私	826						

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：普通地域変更表)

変更後		変更前	
区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
山口県周南市開成町及び臨海町の各一部	28 〔 公 18.1 私 10.2 〕		
山口県大島郡周防大島町大字外入、大字地家室及び大字西方の各一部		山口県大島郡周防大島町大字外入、大字地家室及び大字西方の各一部	316 〔 公 16.6 私 299.1 〕
		変更部分面積合計	288 〔 公 1 私 289 〕
		変更前普通地域面積	2,347 〔 国 382 公 153 私 1,812 〕
		変更後特別地域面積	2,080 〔 国 403 公 154 私 1,523 〕

注) 平成 25 年 2 月 28 日付け瀬戸内海国立公園(山口県地域)公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの(実際の公園区域は変更無し)。

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表7: 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位: 面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区 1	普通地域 (海域) 1 2	合計 (海域) 1 2							
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公				私						
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						国	公	私		国	公	私			
合計	土地所有別面積	0	0	0	0	99	22	147	214	1,994	454	378	826	403	154	1,523	1,004	845	4,365									
	地種区分別面積 (比率)				121 (1.9)			2,355 (37.9)			1,658 (26.7)																	
	地域地区別面積 (比率)	0 (0)												4,134 (66.5)														
	地域別面積 (比率)													4,134 (66.5)			2,080 (33.5)			6,214 (100.0)			56.4 (0.0)	836,633 (100.0)	836,689 (100.0)			
																	合計(陸域・海域)									842,903		

1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園(広島県地域)の変更を含む。

注) 平成25年2月28日付け瀬戸内海国立公園(山口県地域)公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの(実際の公園区域は変更無し)。

(イ) 地域地区別市町村別面積
(表8: 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位: 面積 ha)

地域地区	変 更 前										変 更 後							増 減								
	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A ')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区 1	普通 地域 (海域) 1 2	合計 (海域) (B ') 1 2	陸域 (B - A)	海域 (B ' - A ')				
	特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計						特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計											
山口県	下関市		5	37	0	42	0	42				5	37	0	42	0	42									
	防府市		0	5	0	5	70	75				0	5	0	5	70	75									
	下松市		0	232	0	232	668	900				0	232	0	232	689	921									
	岩国市		0	514	0	514	0	514				0	514	0	514	0	514									
	光市		0	192	0	192	0	192				0	192	0	192	0	192									
	柳井市		0	0	201	201	0	201				0	0	201	201	0	201									
	周南市		0	58	423	481	1,124	1,605				0	58	441	499	1,152	1,651						46			
	大島郡	周防大島町		116	689	701	1,506	327	1,833				116	1,242	701	2,059	11	2,070						237		
	熊毛郡	上関町		0	68	315	383	0	383				0	68	315	383	0	383								
		田布施町		0	7	0	7	53	60				0	7	0	7	53	60								
	平生町		0	0	0	0	105	105				0	0	0	0	105	105									
瀬戸内海国立公園 合 計			121	1,802	1,640	3,563	2,347	5,910	56.4	837,484	837,541	121	2,355	1,658	4,134	2,080	6,214	56.4	836,633	836,689	283	851				

1 海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。
 2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（広島県地域）の変更を含む。
 注）平成25年2月28日付け瀬戸内海国立公園（山口県地域）公園計画の面積は誤謬であり不正確である。再計測の上、適切な値を示したもの（実際の公園区域は変更無し）。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表9：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
24	園地	山口県大島郡周防大島町(地家室)	休憩機能を備えた園地とする。

(イ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表10：道路(車道)追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
9	伊崎牛ヶ首線	起点 - 山口県大島郡周防大島町 (田ノ浦・国立公園境界) 終点 - 山口県大島郡周防大島町 (磯崎西・国立公園境界) 起点 - 山口県大島郡周防大島町 (地蔵浜西・国立公園境界) 終点 - 山口県大島郡周防大島町 (佐連西・国立公園境界) 起点 - 山口県大島郡周防大島町 (佐連東脇・国立公園境界) 終点 - 山口県大島郡周防大島町 (戸ノ浦・国立公園境界)	伊崎、地家室、牛ヶ首	ニホンアワサング群集等の海中景観を探勝する地家室等に至るルートとする。